

1・1 海運税制

(船舶の特別償却制度、国際船舶の固定資産税の課税の特例)

1・1・1 平成 27 年度税制改正要望について

法人実効税率引き下げ議論に伴い、租税特別措置の見直しが取沙汰され、特に船舶の特別償却制度(以下、「船舶特償」)に関しては”最古の租特”として新聞記事に掲載されるなど、海運税制にとって厳しい状況下、当協会は、会員へのアンケート結果等を踏まえ、政策委員会・財務幹事会が中心となり、「平成 27 年度税制改正要望(【資料 1-1-1-1】)」をとりまとめ、平成 26(2014)年 9 月 24 日の定例理事会において同要望を承認の上、12 月上旬の平成 27 年度税制改正大綱の決定に向けて、国会関係者をはじめ、関係各方面に海運税制の重要性を訴えるべく活動を開始した。

当協会の重点要望は、平成 26(2014)年度末で期限を迎える以下の 2 項目である。

《平成 27 年度税制改正要望(重点要望事項)》

1. 外航船舶の特別償却制度の延長
2. 国際船舶に係る固定資産税の課税の特例措置の延長

この他、当協会が継続的に要望している海運税制、国際課税および企業税制に関し、海運税制については内航総連と調整の上、また、国際課税については国際課税連絡協議会、企業税制については経団連の動向を踏まえ、対応した。

一方、国土交通省海事局は、当協会の要望も踏まえ、平成 26(2014)年度末で期限を迎える「船舶特償の延長」および「国際船舶に係る固定資産税の課税の特例措置(以下、「固定資産税の特例措置」)の延長」等を 8 月 29 日付で財務省(国税/船舶特償)および総務省(地方税/固定資産税の特例措置)に夫々要望した(【資料 1-1-1-2】)。

1・1・2 政府・党税調などの動き

法人実効税率引き下げに伴う代替財源等の確保についての議論に関し、自民・公明両党税調は、平成 26(2014)年 6 月 5 日に「法人税改革の基本認識と論点」を取り纏め、恒久財源の確保を含め年末に向けて法人税改革の具体案を得ることとした。

また、政府は、6 月 24 日に「経済財政運営と改革の基本方針 2014 について(骨太の方針)」を閣議決定し、数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げるとともに、代替財源は課税ベースの拡大等による恒久財源を確保すべく、年末に向けて議論を進め、具体案を得ることとした。更に、政府税調においても、6 月 27 日に「法人税の改革について」の提言が取り纏められ、「恒久財源を用意することが鉄則」と記載されるとともに、「期限の定めのある政策税制は、原則、期限到来時に廃止することや「利用実態が特定の企業に集中している政策税制や、適用者数が極端に少ない政策税制は、廃止を含めた抜本的な見直しを行う」等の見直しの基準が示された。

一方、政府は、「元気で、豊かな地方の創生」を重点政策とし、地方が直面する構造的な課

題に真正面から取り組み、魅力ある地方を創り上げていくことを掲げた。

1・1・3 与野党などの動き

平成 27 年度税制改正の議論に関連して、平成 26(2014)年 10 月 28 日に自民党、11 月 6 日には公明党が要望ヒアリングを開催し、当協会から朝倉会長が出席した。また、10 月 29 日の民主党要望ヒアリングには、小野理事長が出席した。自民党では上記ヒアリングとは別に、10 月 21 日に第 1 回「海運・造船対策特別委員会(委員長 村上誠一郎衆議院議員)、海事立国推進議員連盟(会長 衛藤征士郎衆議院議員)」合同会議が開催され、当協会および地方在住の専業船主ならびに造船業界等の要望を聴取した上、船舶特償および固定資産税の特例措置の延長等に関する「平成 27 年度海事税制に関する決議」を全会一致で採択した。また、11 月 11 日には第 2 回合同会議が開催され、出席した金融機関から、船舶ファイナンスが海事クラスター・地域経済に果たす役割の現状等について説明があり、また、当協会からは小野理事長が参加し、海運税制の重要性について強く訴えた。

当協会は、上記ヒアリング等と併せて、朝倉会長・鈴木副会長・小野理事長を中心に国会議員への陳情活動を、例年より前倒しの 10 月上旬から開始した。陳情活動においても、船舶特償利用者の声を直接伝えるため、今治・広島地区をはじめとした地方の専業船主が同席した。

1・1・4 海事振興連盟との協調

超党派の国会議員等で構成する海事振興連盟は平成 26(2014)年 5 月 28 日に正副会長会議、10 月 20 日に通常総会を開催し、当協会から朝倉会長が出席、6 月 14 日に開催された徳島タウンミーティングには鈴木副会長が出席し、夫々の会合にて外航海運の海事クラスターおよび地方創生への貢献や四面環海のわが国のロジスティクスを支える外航海運の重要性等を改めて強く訴え、船舶特償等の延長を要望した。また、12 月 26 日には海事振興連盟衛藤征士郎会長他が、加盟団体の代表者(当協会からは小野理事長が出席)とともに、麻生太郎財務大臣と面談し、船舶特償等の維持を訴えた。

1・1・5 税制改正の結果

平成 26(2014)年 12 月 14 日に投開票の行われた衆議院解散・総選挙により、例年 12 月上旬に取り纏められる与党税制改正大綱が後ろ倒しとなったが、上記活動等が奏功し、12 月 27 日の自民党税制調査会小委員会において行われた所謂〇×審議では、船舶特償、固定資産税の特例措置の何れも△(検討し、後日報告)となり、実質的に両制度の要望が認められることとなった。その後、12 月 30 日に平成 27 年度与党税制改正大綱が発表され、船舶特償については償却率を維持したまま、ほぼ要望通りの内容で 2 年の延長となり、固定資産税の特例措置については現行内容での 3 年の延長が認められた。また、平成 27(2015)年 1 月 14 日には同与党大綱が「平成 27 年度税制改正の大綱」(=政府税制改正大綱)として閣議決定された。

なお、平成 27 年度税制改正の大綱を踏まえた関連法案は平成 27(2015)年 3 月 31 日付で成立し、4 月 1 日より施行された(【資料 1-1-5-1】)。